

○多治見市火入れに関する条例施行規則

昭和59年3月27日規則第9号

改正

平成16年12月21日規則第84号

令和3年12月28日規則第72号

多治見市火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市火入れに関する条例（昭和59年条例第9号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式に定めるものとする。

(許可証)

第3条 条例第4条第1項に規定する許可証は、別記第2号様式に定めるものとする。

(火入れの通知)

第4条 火入者は、森林法（昭和26年法律第249号）第22条の規定に基づき、火入れをしようとする森林又は土地に接近している立木竹の所有者又は管理者に対する通知を火入れを行う日の前日までにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月21日規則第84号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている通知書、証明書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附 則（令和3年12月28日規則第72号）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。